



平成19年6月1日  
 発行所  
 〒966-0017  
 喜多方市関柴町三津井  
 字前田454-1  
 会津北部土地改良区  
 ☎ 0241-22-7356(代)  
 FAX 0241-22-7396



浚渫された一ノ堰頭首工

《目 次》

- ごあいさつ..... 2
- 第31回通常総代会開催される..... 3
- 平成19年度事業計画..... 4
- 平成19年度会計別予算のあらまし..... 7
- 平成19年度賦課令書発行・納期内に納入のお願い..... 10
- 平成19年度用排水維持管理委員選任される..... 13
- 土地改良事業の紹介..... 14
- 喜多方南部地区環境保全委員会に放送局取材！..... 15
- 土地改良区からのお知らせとお願い..... 17
- こんな時は必ず届出を！..... 18



# 通常総代会における 理事長挨拶



会津北部土地改良区  
理事長 飯野陽一郎

第三十一回通常総代会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。  
総代各位には、それぞれ春の農作業の準備にご多忙のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃より当土地改良区の運営のために、ご尽力を頂いておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

今年の冬は、近年にない暖冬となり、積雪が少ないため、今後様々な影響が出てくることも懸念されますが、総代各位が最大の関心を持っておられる日中ダムについては、例年どおり順調に満水に向かい水位が上昇しております。

さて、土地改良区においても運営及び事業経費の軽減に努めているところですが、今回、日中ダムなど国営事業で要した借入金の子助成をする計画償還助成事業の拡充が決定され、今まで利率4%を超える部分に対してのみ助成がございましたが、平成十九年度以降は農林漁業金融公庫の貸付利率を超える部分に助成されることで決定されました。

この施策によって今まで利子補填が2%であったものが4%程度に増額され、組合員の負担が少なくなります。

今後も組合員のために同様の負担軽減措置を関係機関に要請してまいります。

また、当地区の将来のことを考えますと、土地改良区が管理するダム・頭首工・幹線用排水路などの土地改良施設は、壊れたからといって新しく造成するのは無駄な投資につながります。

より少ない経費で長期的な運用を図るため、現在、施設保全対策関連の事業を実施しておりますが、県主催の施設管理検討会の委員として参画するなど、これからの会津北部地域の将来を見据え、総合的な保全計画の策定に向けて検討作業に入っていると伺っています。

本総代会の議案にも上がっております基幹水利施設補修事業の計画変更についても、緊急性の高い事業を早急にかつ負担の最も少ない事業で実施するためのものです。

今後とも、償還事業、維持管理事業はもとより経営体育成基盤整備事業など、ハード事業についても負担軽減を図るため一層の努力をつくす所存です。

また、昨年来、実施してきております多面的機能をもつ土地改良施設を、非農家も含めた地域住民みんなで守っていくと啓蒙活動も、平成十九年度においても積極的に推進していく予定です。

農業施設を巡り、その役割を再認識する機会を持つ「ウォーキング」や水環境保全活動とおし、新しい眼で土地改良施設の役割や農業について考えて欲しいと願っております。

土地改良区といたしましても、組合員の負担軽減を念頭に、その責務の重大さを認識し、役員一丸となり農家組合員の負託に応えるべく業務に邁進いたしますので、総代各位におかれましてもより一層のご協力を賜りたいと存じます。

本日の総代会は平成十八年度補正予算、定款の一部改正について、県営土地改良事業の計画変更について、そして平成十九年度当初予算等、計二十二議案をご提案致しておりますので、慎重なるご審議をいただき、総代各位のご理解によりまして全議案満場一致のご議決を賜りますようお願い申し上げます。

# 第31回通常総代会開催される

第31回会津北部土地改良区通常総代会は、去る3月10日午前9時より当土地改良区大会議室において開催されました。

関係市町村担当課長のご来臨のもと総代定数及び現員数50名中43名の出席を得て、大堀 茂副理事長の開会のことばに続き、飯野陽一郎理事長より挨拶がありました。

その後、議長選任について会議に諮った結果、庄司昭男総代（熱塩加納町）が選出され、議事録署名人には五十嵐博哉総代（喜多方）、湯浅 勇総代（塩川）が指名され議事に入りました。

平成18年度一般会計各特別会計補正予算関連、一定地域(字名)変更に伴う定款の一部改正、県営基幹水利施設補修事業会津北部地区の計画変更について、平成19年度事業計画、一般会計各特別会計予算関連等議案22件について慎重に審議された結果、全議案が満場一致で原案のとおり可決承認され、穴澤 晃庶務理事の閉会のことばで終了しました。

## 【審議された提出議案内容】

- 議案第1号 平成18年度積立金特別会計収入支出補正予算について
- 議案第2号 平成18年度決済金特別会計収入支出補正予算について
- 議案第3号 平成18年度維持管理事業特別会計収入支出補正予算について
- 議案第4号 平成18年度大平沼小水力発電所特別会計収入支出補正予算について
- 議案第5号 平成18年度県営経営体育成基盤整備事業天井沢地区特別会計収入支出補正予算について
- 議案第6号 平成18年度県営経営体育成基盤整備事業諏訪地区特別会計収入支出補正予算について
- 議案第7号 平成18年度県営水田農業経営確立排水対策特別事業利根川地区特別会計収入支出補正予算について
- 議案第8号 会津北部土地改良区定款の一部改正について
- 議案第9号 県営基幹水利施設補修事業会津北部地区の計画変更について
- 議案第10号 平成19年度事業計画について
- 議案第11号 賦課金の賦課徴収について
- 議案第12号 長期借入金について
- 議案第13号 一時借入金の限度額について
- 議案第14号 平成19年度一般会計収入支出予算について
- 議案第15号 平成19年度積立金特別会計収入支出予算について
- 議案第16号 平成19年度決済金特別会計収入支出予算について
- 議案第17号 平成19年度維持管理事業特別会計収入支出予算について
- 議案第18号 平成19年度基幹水利施設管理事業特別会計収入支出予算について
- 議案第19号 平成19年度国営造成施設管理体制整備促進事業特別会計収入支出予算について
- 議案第20号 平成19年度大平沼小水力発電所特別会計収入支出予算について
- 議案第21号 平成19年度県営ほ場整備事業等償還特別会計収入支出予算について
- 議案第22号 平成19年度県営経営体育成基盤整備事業天井沢地区特別会計収入支出予算について



平 成 19 年 度 事 業 計 画

1 . 地区面積および組合員数

項目 \ 市町村	喜 多 方 市	塩 川 町	熱 塩 加 納 町	北 塩 原 村	会 津 坂 下 町	計
地区面積 ( ha )	2,800.2	990.8	591.4	161.6	8.0	4,552.0
田	2,775.8	990.8	544.6	161.6	8.0	4,480.8
畑	24.4	0	46.8	0	0	71.2
組 合 員 ( 人 )	2,274	715	572	159	33	3,753

2 . 実施事業計画

( 1 ) 新農業水利システム保全対策事業

地区名	区 分	全 体	18年度まで	19年度計画	20年度以降	付 記
会 津 北 部	事業量	管理省力化施設整備事業 9ヶ所	ゲート自動化 除塵機設置	豊岡ポンプ更新 桜屋敷ゲート更新	幹線ゲート自動化	システム保全対策計画 策定費として年3,000千円(国費100%) 3年間交付
		農業水利システム保全対策事業	保全対策計画	保全対策計画		
	事業費	75,000千円	29,600千円	15,000千円	30,400千円	

( 2 ) 県営経営体育成基盤整備事業

地区名	区 分	全 体	18年度まで	19年度計画	20年度以降	付 記
天 井 沢	事業量	用排水路 5.3km	用排水路 4.7km	用排水路 0.6km		H16 ~ H19
		農道整備 0.3km	農道整備 0.3km			
		区画整理 1.9ha	区画整理 1.9ha			
		暗渠排水 11.1ha	暗渠排水 11.1ha			
		客土工 0.9ha	客土工 0.9ha			
		換地費 一式	換地費 一式	換地費 一式		
	事業費	114,000千円	98,000千円	16,000千円		

## (3) 県営ため池等整備事業(用排水施設整備)

地区名	区 分	全 体	18年度まで	19年度計画	20年度以降	付 記
沼(Ⅱ期) 川)	事業量	水路工 660.7m 測量試験費 一式	水路工 327.5m 測量試験費 一式	水路工 200m	水路工 133.2m	H17～H21
	事業費	60,000千円	25,800千円	20,000千円	14,200千円	

## (4) 県営基幹水利施設補修事業

地区名	区 分	全 体	18年度まで	19年度計画	20年度以降	付 記
会 津 北 部	事業量	電気防食装置設置工	調査設計 一式 防食対策工事	漏水防止内バンド 30ヶ所調査	日中幹線保全対策工	H15～H20
	事業費	152,000千円	45,000千円	20,000千円	87,000千円	

## (5) 農業水利施設保全対策事業

地区名	区 分	全 体	18年度まで	19年度計画	20年度以降	付 記
会 津 農 林 第 Ⅰ 期	事業量	保全計画 L=3,700m 保全対策工事	保全対策工事 L=600m	保全対策工事 L=3,100m	保全対策工事	H17～H20
	事業費	保全計画 2,000千円 保全対策工事 45,000千円	保全計画 2,000千円 保全対策工事 20,000千円	保全対策工事 15,000千円	保全対策工事 10,000千円	

## (6) 国営造成水利施設保全対策事業

地区名	区 分	全 体	18年度まで	19年度計画	20年度以降	付 記
松 野 頭 首 工	事業量	洪水吐ゲート 保全対策工事 土砂吐ゲート保全対策工事 管理橋手すり 保全対策工事 流量計・機側操作盤 保全対策工事	洪水吐ゲート 保全対策工事 2門 管理橋手すり 保全対策工事	洪水吐ゲート 保全対策工事 1門 土砂吐ゲート 保全対策工事 1門 流量計・機側操作盤 更新		H18～H19
	事業費	55,000千円	20,000千円	35,000千円		

3 . 維持管理事業計画

( 1 ) 管理対象施設

施 設 名	河 川 名	造 成 主 体	付 記	施 設 名	河 川 名	造 成 主 体	付 記
中央管理センター		国		一の堰頭首工	田付川	県	起 伏 堰
松野頭首工	濁 川	国	鋼製ゲート	半在家頭首工	濁 川	県	固 定 堰
下台頭首工	田付川	国	鋼製ゲート	慶徳頭首工	濁 川	県	ゴ ム 堰
八方頭首工	押切川	国	鋼製ゲート	堂畑頭首工	姥堂川	県	ゴ ム 堰
塩川頭首工	田付川	国	鋼製ゲート	諏訪頭首工	大塩川	県	ゴ ム 堰
大 平 沼	濁 川	県(国)		小 塩 堰	大塩川	県・河川	自 然 取 水
大平沼発電所	濁 川	国		中 江 堰	濁 川		自 然 取 水
関柴ダム	姥堂川	県(国)		栗生沢堰	押切川		固 定 堰
無行帰沼	田付川			幹線用水路	5 路線	国	
松野本頭首工	濁 川	県	鋼製ゲート	用水路		県・土改	
綱取頭首工	大塩川	県	固 定 堰	中の沢揚水機		土改	
三吉頭首工	大塩川	県	鋼製ゲート	排水路		県・土改	

これらの施設の日常管理、整備、点検をしながら地区内の効率的な用水管理を行うため、用排水維持管理委員会・各水利委員会と協議し協力しながら管理をする。



**河川や水路には十分気をつけて**

かんがい期間のため、水路には大量の水が流れています。

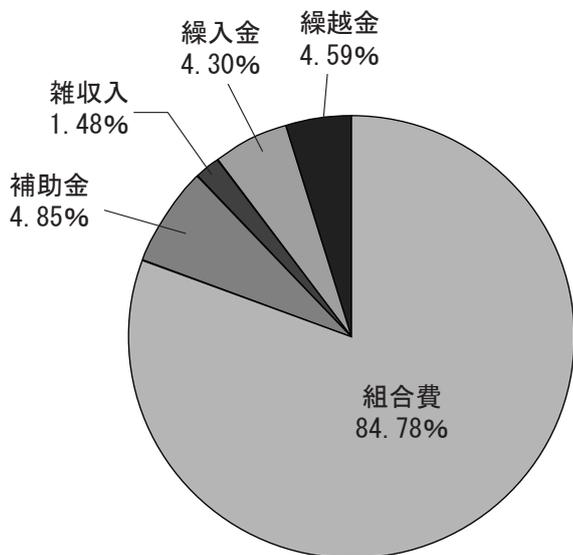
特に小さな子供のいるご家庭では、頭首工や分水工周辺等危険なところでは遊ばないように一声かけて注意を促してください。

あぶない場所では遊んでいる子供を見かけたら、一声かけるなど事故防止にご協力をお願いいたします。

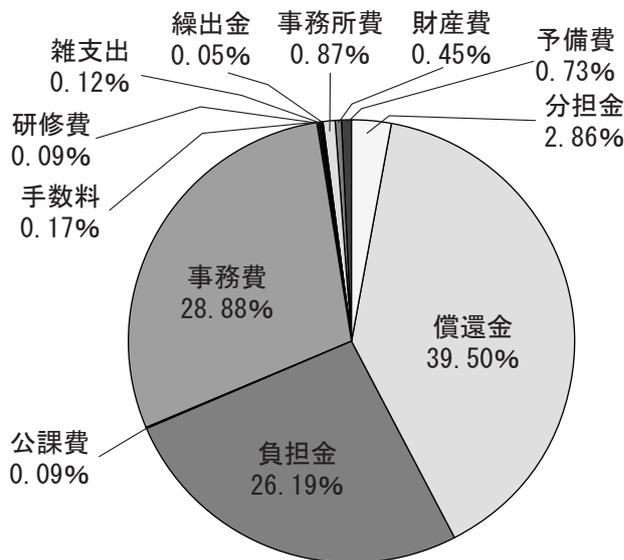
# 平成19年度会計別予算のあらまし

## 一般会計

収入金額( 220,060千円 )



支出金額( 220,060千円 )



土地改良区の運営及び償還事務を主要とする経常賦課金、国・県・団体営事業の償還賦課金を主とした会計

【収 入】

【支 出】

(単位:円)

項 目	本年度予算額	付 記	項 目	本年度予算額	付 記			
組 合 費	186,577,000	経常賦課金 国営事業償還賦課金 県営・団体営償還賦課金 無行帰沼分賦課金 利根川地区土地総償還賦課金 赤崎林地区土地総償還賦課金 三谷地区土地総償還賦課金 三谷地区土地総排水事業償還賦課金 東部地区土地総償還賦課金 沼川地区賦課金 高堂太地区償還賦課金 喜多方南部地区土地総償還賦課金 喜多方南部地区土地総畦畔除去償還賦課金 喜多方南部地区土地総暗渠排水償還賦課金 喜多方南部地区上江工区償還賦課金 関柴南部地区償還賦課金 関柴南部地区暗渠排水償還賦課金 北山地区暗渠排水償還賦課金 北山地区客土賦課金 諏訪地区償還賦課金	分 担 金	6,300,000	県営ため池等事業外分担金			
			償 還 金	86,931,000	県営かん排、団体営かん排事業外償還金			
			負 担 金	57,637,000	国営事業費地元負担金 各協議会負担金			
			公 課 費	200,000	諸税負担金			
			事 務 費	63,558,600				
			手 数 料	370,000	農協等賦課金徴収取扱手数料			
			研 修 費	200,000	業務研修費			
			雑 支 出	250,000	新聞代外			
			繰 出 金	100,000	他会計へ繰出			
			事 務 所 費	1,920,000	事務所管理費			
			財 産 費	1,000,000	財政調整準備積立金			
			予 備 費	1,593,400				
補 助 金	10,673,000	国営事業計画償還補助金 県・市・町補助金						
雑 収 入	3,250,000	預金利子、現地確認手数料外						
繰 入 金	9,470,000	他会計より						
繰 越 金	10,090,000							
計	220,060,000		計	220,060,000				

## 決済金特別会計

## 【収 入】

## 【支 出】

項 目	本年度予算額	付 記	項 目	本年度予算額	付 記
決 済 金	3,297,000	10a当り 109,900円 喜多方等 99,200円 塩 川	繰 出 金	3,297,000	決済金積立金、維持管理 費積立金特別会計へ
雑 収 入	100	預金利子			
繰 越 金	32,000		予 備 費	32,100	
計	3,329,100		計	3,329,100	

## 維持管理事業特別会計

国・県営事業で造成された日中ダム、関柴ダムなどの貯水池及び各頭首工、幹線用水路など主要施設の維持管理に要する維持管理事業賦課金の会計

## 【収 入】

## 【支 出】

項 目	本年度予算額	付 記	項 目	本年度予算額	付 記
組 合 費	31,862,000	維持管理賦課金	分 担 金	13,125,000	
補 助 金	24,578,000	市町村補助金	維持管理費	45,726,800	
管 理 費	642,000	日中幹線共通管理費	新農業水利システム 保全計画策定事業	3,100,000	
使 用 料	1,000,000	施設使用料			
繰 入 金	13,046,000	大平沼小水力発電所特別会計 維持管理積立金より	管理省力化施設 整備事業	12,100,000	
雑 収 入	92,000	預金利子	公 課 費	100,000	諸税負担金
繰 越 金	6,700,000		繰 出 金	2,610,000	維持管理費積立金、基幹 水利施設管理事業、国営 造成施設管理体制整備 促進事業特別会計へ
			負 担 金	155,000	
			事 務 費	60,000	
			予 備 費	943,200	
計	77,920,000		計	77,920,000	

## 基幹水利施設管理事業特別会計

## 【収 入】

## 【支 出】

項 目	本年度予算額	付 記	項 目	本年度予算額	付 記
受 託 料	10,752,000	施設管理受託料	管 理 費	12,454,000	
繰 入 金	1,600,000	維持管理事業特別会計より	事 務 費	160,000	
雑 収 入	1,000	預金利子	公 課 費	500,000	諸税負担金
繰 越 金	850,000		予 備 費	89,000	
計	13,203,000		計	13,203,000	

## 国営造成施設管理体制整備促進事業特別会計

## 【収 入】

## 【支 出】

項 目	本年度予算額	付 記	項 目	本年度予算額	付 記
補助金	12,894,000	市町村補助金	管理費	14,672,200	
繰入金	1,000,000	維持管理事業特別会計より	事業推進費	400,000	
雑収入	1,000	預金利子	事務費	105,000	
繰越金	1,600,000		予備費	317,800	
計	15,495,000		計	15,495,000	

## 大平沼小水力発電所特別会計

## 【収 入】

## 【支 出】

項 目	本年度予算額	付 記	項 目	本年度予算額	付 記
売電収入	33,566,000		発電所管理費	23,861,000	人件費・施設費
雑収入	1,000	預金利子	負担金	943,000	国営事業費償還金
繰越金	2,100,000		公課費	1,500,000	諸税負担金
			繰出金	8,500,000	維持管理特別会計繰出金 整備補修等引当金
			事務費	100,000	
			予備費	763,000	
計	35,667,000		計	35,667,000	

## 県営ほ場整備事業等償還特別会計

## 【収 入】

## 【支 出】

項 目	本年度予算額	付 記	項 目	本年度予算額	付 記
組合費	2,138,000	特別賦課金 1,620,000円 償還賦課金 518,000円	償還金	518,000	農林漁業資金・農協資金
雑収入	303,000	預金利子・過年度収入	事務費	2,772,100	
繰越金	990,000		予備費	140,900	
計	3,431,000		計	3,431,000	

## 県営経営体育成基盤整備事業天井沢地区

## 【収 入】

## 【支 出】

項 目	本年度予算額	付 記	項 目	本年度予算額	付 記
組合費	1,000,000	天井沢地区賦課金	分担金	1,920,000	
受託料	432,600	換地受託料	償還金	778,000	農林漁業資金
補助金	750,000	県補助金	換地費	432,600	
借入金	1,920,000	農林漁業資金	事務費	1,481,200	
繰入金	100,000	一般会計より	公課費	30,000	諸税負担金
雑収入	100	預金利子	予備費	120,900	
繰越金	560,000				
計	4,762,700		計	4,762,700	

## 積立金特別会計

会 計 名	本 年 度 予 算 額
職 員 退 職 給 与 積 立 金	104,183,800
財 政 調 整 準 備 積 立 金	68,780,00
国 営 かん が い 排 水 事 業 負 担 金 積 立 金	36,390,000
決 済 金 積 立 金	46,388,000
維 持 管 理 費 積 立 金	118,089,000
大 平 沼 小 水 力 発 電 所 整 備 補 修 引 当 金 等 積 立 金	77,230,000
計	451,060,800

\*\*\*\*\*

## 平成19年度賦課令書発行・納期内に納入のお願い

平成19年度の経常賦課金及び特別賦課金については、第31回通常総代会において決定承認され、定款第24条の規定により下記のとおり賦課徴収する事になりました。

賦課金は土地改良区の主要財源であり、納入遅延になりますと業務組織の運営や事業遂行上支障をきたし、他の組合員にしわ寄せが生じ迷惑をかけることになり、年14.5%の延滞金が加算されますので、納入期限内に納入くださるようご協力をお願いいたします。

尚、農協の「口座振替」手続きをされている組合員の方は、納期近くになりましたら予め預金通帳残高の確認をしていただきたくお願いいたします。

( 賦課金の領収書は、確定申告の際に提示することになりますので、紛失しないよう大切に保管してください。 )

	前 期	後 期
賦 課 期 日	6月15日	9月25日
納 入 期 日	7月18日	10月25日

10 a 当 り 賦 課 金 基 準 額

賦 課 種 別	賦課金総額	対象面積	10 a 当 り 賦 課 額				賦 課 期 日	納入期日	備 考
			年 度 賦 課 金	前 期	後 期	後 期			
一般会計経常賦課金	円 65,281,000	a 448,080.00	円 1,450	田 725	田 725	前期 6月15日 後期 9月25日	7月18日 10月25日		
		7,120.00	435	畑 217	畑 218	〃	〃		
一般会計無行帰沼分	78,000	1,355.00	580	田 580		前期 6月15日	7月18日	喜多方市 入田付地区	
一般会計国営償還賦課金	51,553,000	355,296.00	1,440		田・畑 1,440	後期 9月25日	10月25日	旧喜多方市 熱塩加納町 北塩原村	
		797.00	4,911		田 4,911	〃	〃	会津坂下町	
一般会計県営・団体営 償 還 賦 課 金	49,021,000	296,185.00	1,017	田・畑 509	田・畑 508	前期 6月15日 後期 9月25日	7月18日 10月25日	旧喜多方市 北塩原村	
		99,079.00	1,208	田 604	田 604	〃	〃	塩 川 町	
		59,111.00	1,167	田・畑 584	田・畑 583	〃	〃	熱塩加納町	
		797.00	407	田 204	田 203	〃	〃	会津坂下町	
維持管理事業賦課金	31,862,000	455,173.00	700	田・畑 700		前期 6月15日	7月18日		
県営ため池等整備事業 沼川地区賦課金	91,000	1,170.00	778	田 778		〃	〃		
利根川地区土地総 償 還 賦 課 金	5,854,000	19,896.00	2,943	田 2,943		〃	〃		
赤崎林地区土地総 償 還 賦 課 金	2,532,000	3,455.01	6,164	田 3,082	田 3,082	前期 6月15日	7月18日		
		2,173.90	1,854	畑 927	畑 927	後期 9月25日	10月25日		
三谷地区土地総 償 還 賦 課 金	1,994,000	6,680.00	2,780	田 1,390	田 1,390	前期 6月15日	7月18日		
		1,650.00	835	畑 417	畑 418	後期 9月25日	10月25日		
三谷地区土地総 排水事業償還賦課金	528,000	4,866.00	1,070		田 1,070	後期 9月25日	10月25日		
		250.00	321		畑 321	〃	〃		
喜多方東部地区土地総 償 還 賦 課 金	3,288,000	31,050.00	1,059		田 1,059	〃	〃		
県営ほ場整備事業 高堂太地区償還賦課金	917,000	6,216.00	1,476	田・畑 738	田・畑 738	前期 6月15日 後期 9月25日	7月18日 10月25日		
喜多方南部地区土地総 償 還 賦 課 金	1,413,000	11,950.00	1,183		田 1,183	後期 9月25日	10月25日		

賦 課 種 別	賦課金総額	対象面積	10 a 当り 賦 課 額				賦 課 期 日	納入期日	備 考
			年度賦課金	前 期	後 期				
喜多方南部地区土地総 畦畔除去償還賦課金	円 234,000	a 2,075.00	円 1,128		円 1,128	後期 9月25日	10月25日		
喜多方南部地区土地総 暗渠排水償還賦課金	57,000	414.17	1,396		田 1,396	〃	〃		
喜多方南部地区土地総 上江工区償還賦課金	832,000	1,952.70	4,263		田・畑 4,263	〃	〃		
関柴南部地区土地総 償 還 賦 課 金	1,428,000	7,469.00	1,912	田 1,912		前期 6月15日	7月18日		
関柴南部地区暗渠排水 償 還 賦 課 金	78,000	445.00	1,753	田 1,753		〃	〃		
北山地区暗渠排水 償 還 賦 課 金	513,000	1,580.00	3,247		田 3,247	後期 9月25日	10月25日		
北山地区客土 償 還 賦 課 金	199,000	453.90	4,385		田 4,385	〃	〃		
県営経営体育成基盤 整備事業諏訪地区 償 還 賦 課 金	686,000	5,119.70	866		田 866	〃	〃	旧喜多方市 塩川町	
		4,337.00	561		田 561				
県営ほ場整備事業等 償還特別会計特別賦課金	1,620,000	46,305.00	350	田・畑 雑地 350		前期 6月15日	7月18日		
県営ほ場整備事業等 償還特別会計償還賦課金	518,000	46,305.00	112		田 112	後期 9月25日	10月25日		
県営経営体育成基盤 整備事業天井沢地区	1,000,000	5,515.90	1,813		田 1,813	〃	〃		

各事業最終償還年度は次のとおりです。

事 業 名	最終償還年度	事 業 名	最終償還年度
国 営 事 業 償 還 賦 課 金	H28	県 ぼ 高 堂 太 地 区 償 還 賦 課 金	H31
県 営 ・ 団 体 営 償 還 賦 課 金	事業実施中	喜 多 方 南 部 地 区 土 地 総 償 還 賦 課 金	H31
維 持 管 理 金 事 業 賦 課 金	継続中	喜 多 方 南 部 地 区 上 江 工 区 償 還 賦 課 金	H31
新 宮 地 区 排 特 賦 課 金 (県 ぼ 等)	H21	関 柴 南 部 地 区 土 地 総 償 還 賦 課 金	H32
利 根 川 地 区 土 地 総 償 還 賦 課 金	H20	沼 川 地 区 賦 課 金	H34
赤 崎 林 地 区 土 地 総 償 還 賦 課 金	H27	新 町 地 区 排 特 賦 課 金	H34
三 谷 地 区 土 地 総 償 還 賦 課 金	H27	諏 訪 地 区 償 還 賦 課 金	H34
三 谷 地 区 排 水 事 業 償 還 賦 課 金	H26	天 井 沢 地 区 償 還 賦 課 金	事業実施中
東 部 地 区 土 地 総 償 還 賦 課 金	H29		

\* 上記は、受益者負担のある事業賦課金のみで、経常賦課金等は記載してありません。

## 平成19年度用排水維持管理委員選任される

用排水維持管理委員会は、地区内の用排水の運用配分を円滑にし、土地改良施設の適正な維持管理をはかるために組織され、各委員の方々が下記のとおり選任されました。

現在、委員会は担当理事3名、各水利委員会の委員長24名でもって構成され活動しております。

### 用 排 水 維 持 管 理 委 員

(敬称略)

水 利 委 員 会 名	委 員 名	電 話 番 号	住 所
委員会担当代表理事	佐藤 雄一	22-6762	関柴町(小松)
委員会担当理事	遠藤 不二男	36-3120	熱塩加納町(日中下)
委員会担当理事	飯塚 達雄	27-7774	塩川町(能力)
八方幹線1.2.3号分水	芥川 知巳	22-6833	松山町(中村)
八方幹線4.5.6号分水	長沢 勇一	22-6821	岩月町(下岩崎)
八方幹線8号分水	蓮沼 元治	22-4602	岩月町(大沢)
下台・八方幹線9号分水	矢吹 利江	22-9048	岩月町(中田付)
八方幹線11号分水	小野寺 正雄	22-3797□	関柴町(稲田)
八方幹線13号分水	原 好雄	22-4711□	関柴町(小松)
八方幹線17号分水	星 広之	22-1853□	熊倉町(熊倉下)
諏訪頭首工	安藤 善男	27-7062□	塩川町(宮ノ目)
三吉頭首工	山田 源	27-7087□	塩川町(中ノ目)
一の堰頭首工	江川 和男	22-7860□	豊川町(一の堰)
塩川頭首工	立川 松男	22-1996□	豊川町(渋井)
松野本右岸用水路	飯野 良昌	22-6573	上三宮町(五分一)
松野左岸用水路	風間 善一	22-5837□	豊川町(高吉)
松野右岸用水路	夏井 二郎	22-3844□	慶徳町(舞台田)
慶徳左岸用水路	加藤 隆治	27-7877□	塩川町(大木)
慶徳右岸用水路	渡部 修	22-4527□	慶徳町(新宮)
日中幹線1.2.3号分水	遠藤 昭人	36-2996□	熱塩加納町(日中上)
日中幹線4号分水	菅井 光信	36-3010□	熱塩加納町(御林)
日中幹線5.6号分水	中川 正一郎	36-2330□	熱塩加納町(五目)
日中幹線7.8号分水	若菜 清衛	36-3044□	熱塩加納町(田中)
半在家頭首工	岩下 孝喜	36-2467□	熱塩加納町(半在家)
中江堰	沢口 昭雄	22-3505□	上三宮町(下三宮)
宇津野、栗生沢堰	横山 忠典	36-2879□	熱塩加納町(栗生沢)
沼川	神田 保雄	23-0230	岩月町(西原)

\*用水の運用に対する要望は、各地区の水利委員・役員をとおして改良区まで連絡願います。

(「水を流して欲しい。」「水を少なくして欲しい。」など)

TEL 22-7356

\*改良区では頭首工からの取水量を調整し、各地区への分水は地区水利委員にお願いしております。

◎ 水の掛け流しはやめよう 下流の方々が大変困ります。

◎ 用排水路の清掃をこまめに

水路にゴミや草がたまったらそのまま放置すると思わぬ被害を起こしかねません。

## 土地改良事業の紹介（保全対策事業など）

土地改良施設は壊れたからといって、新たに造成するには莫大な経費がかかります。施設の長寿命化をはかるには適切な保全計画により、メンテナンスを実施することが重要です。施設の経過年数を考えれば今後、保全関連の事業が多くなっていくことが予想されます。平成18年度に実施された保全対策事業の一例、又その他の事業で特徴ある工事について紹介します。

### 国営造成水利施設保全対策事業（松野頭首工地区）



洪水吐ゲート塗装



管理橋手摺り塗装

### 農業水利施設保全対策事業（米岡地区）



排水路整備工

### 基幹水利施設補修事業



電食防止工(\*1)



### 新農業水利システム保全対策事業



除塵機設置 松野本左岸用水路

### 経営体育成基盤整備事業（諏訪地区）



景観水路（宮ノ目地内）

\*1 電食とは＝地下迷走電流によりパイプライン鋼管部分に穴があく現象

※他に国営造成施設管理体制整備促進事業、基幹水利施設管理事業八方地区などの維持管理関係事業、また老朽化した施設の改修など総合的な地区の要望に応えるべく、経営体育成基盤整備事業天井沢地区など多様な事業を実施しています。

# 喜多方南部地区環境保全委員会に放送局取材!

渋井・荒分・菅井集落で組織する喜多方南部地区環境保全委員会活動に、政府広報の取材が入りました。

当地区は、以前より環境に優しい有機栽培農法をいち早く取り入れ、地域住民の共同活動の盛んなところであり、平成18年度には「農地・水・環境保全向上対策事業」のモデル支援事業地区として活動してきたところです。

平成19年4月8日(日)渋井公民館前に農家・婦人会・子供育成会など総勢60名ほどが集合し、景観植物のシバザクラの植栽や水路の水質検査などを行い、子供たちの歓声のなか有意義な一日を過ごしました。

お父さんお母さん方は作業の合間にインタビューを受けるなど、田園に囲まれた自然・集落をどのように守っていくか、それぞれの立場で熱く語っていました。

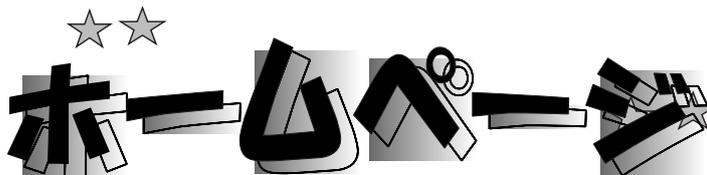
なお、この様子は日経CNBC(CSテレビ放送)「ドゥ! JAPAN」という番組内で放映されました。



※この番組は農林水産省のホームページで公開しておりますのでご覧ください。

[http://www.gov-online.go.jp/publicity/tv/dojpn/dojpn\\_20070503.html](http://www.gov-online.go.jp/publicity/tv/dojpn/dojpn_20070503.html)

みどり  
水と里ネット会津北部  
大地は甦る



アドレス <http://www.akina.ne.jp/~anlid/>  
E-mail [anlid@akina.ne.jp](mailto:anlid@akina.ne.jp)

### ◆どんなことがのっているの？

- 土地改良区の概要  
組織図、組合員数や地区面積、事業の実施内容など、
- ダム、発電所、頭首工など施設の案内
- 土地改良区からのお知らせ、お願い
- こんな時は、土地改良区へ手続きを（申請様式はここからダウンロードできます）
- お知らせ、広報誌の内容など
- 関係機関や地元団体へのリンク集
- 土地改良区へのご意見など

## 特別型国営事業計画償還助成事業の拡充について

国営事業で実施した日中ダム等の事業費は、当時6.0%程度の利率で農林漁業金融公庫資金より借入し年次毎に償還しているところです。

償還期間は平成28年度までありますが、現在のところ借入した利率4.0%を超える部分に対して利子補給があったため、おおよそ2.0%の利子分が軽減されていました。

平成19年度よりその制度が拡充され、現在の農林漁業金融公庫資金の利率（団体営事業借入利率）以上の分に対して助成するというように改正されました。

このことによって、現在の公庫資金利率が2.0%前後で推移しておりますので、この制度拡充を適用すれば4.0%の利子分が軽減されることとなります。

固定利率から変動利率への変更にはなりますが、公庫資金の変動予想、残りの償還期間等様々な検討を加えた結果、当土地改良区ではこの制度を取り入れ、より以上の組合員の負担軽減を図ることにいたしました。

**土地改良区内の農地の転用目的での譲渡に際して、土地改良区に支払われた農地転用決済金がある場合には、譲渡費用として取り扱われることになりました。**

これまでの農地転用決済金については、譲渡費用にあたらないとされていましたが、ある一定の要件を満たした場合、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用として取り扱われることになりました。

税務署に更正手続きをすると所得税が減額されることがあります。詳細については、税務署にお問い合わせください。



### 福島県土地改良事業団体連合会会長就任

飯野陽一郎 理事長

平成十九年三月二十日開催の第四十九回福島県土地改良事業団体連合会通常総会において、役員改選が行われ当土地改良区飯野陽一郎理事長が会長に選任されました。

土地改良事業一筋に四十有余年、その経験豊富な識見と指導力により、県内数ある土地改良区・市町村会員の中から選任され、平成十九年四月一日付け就任しました。今後とも土地改良事業推進発展のために、ご活躍いただくこととなります。

### 全国土地改良事業団体連合会会長表彰

棚木 均 事務局長

平成十九年三月二十八日東京都「シエンバッハ砂防」において、全国土地改良事業団体連合会主催による第四十八回全国土地改良功労者表彰式が行われ、当土地改良区棚木 均事務局長が土地改良功労者として個人表彰されました。

上三宮・喜多方西部・会津北部土地改良区職員として、四十年もの永きにわたり職務の遂行と事業推進のために精励し、業務全般を緻密に掌握しながら組織運営に歩んできた、この功績が認められ栄えある会長表彰を受けました。

## 土地改良区からのお願い

### ◎水路に草を入れないで!

田植も終わり草刈のシーズンがやってきました。草はなるべく水路に落とさないように刈ってください。毎年、下流では水路が詰まったり、家屋や農作物に冠水したりする被害が発生しています。

特に、ヒューム管など道路下の暗渠部分に詰まると取り除くのに大変な苦勞をします。皆さん経験があると思いますが、一人一人が注意を払って作業をすれば被害は少なくなります。

**なお、家庭ゴミ等を水路や河川への不法投棄を  
発見したら最寄りの市町村、駐在所、土地改良区  
へご連絡ください。**

### ◎用水の掛け流しは やめてください。

田には充分水がかかっているのに、掛け口を長時間調整しないため、排水口よりどんどん水が掛け流しになっている状態が多く見受けられ、下流の人は水不足に困っています。

!! 人の田の取入口はさわりづらいもの

そんな人の気持ちを考えて、水の管理には  
充分な心くばりが大切です。



# 忘れないで！必ず届出を

## 組合員（賦課金納入者）が代わる時

「組合員資格得喪の通知書」を

1. 農地を売買、貸借、交換等で移動したとき
2. 組合員が亡くなったとき、または経営移譲したとき
3. 農業者年金（経営移譲年金）を受けようとするとき
4. 住所を変更したとき

### 滞納賦課金は新資格者が負担

※滞納金がある土地を買うと、土地改良法第42条（権利義務の承継及び決済）により、買った人が滞納賦課金を支払うこととなりますので、農地売買の際は土地改良区へ問い合わせ下さい。

※賦課金納入期限を過ぎると、**年14.5%**の延滞金が加算されます。

◎市町村に農地の転用・移動の手続きをしても、土地改良区に届出をしないと、**賦課金を支払い続けなければなりません。**

## 農地を農地以外に転用するとき

「農地転用等の通知書」と「地区除外申請書」を

申請期限は月末まで、翌月の5日以降に意見書を交付いたします。

1. 農地を宅地、道路、雑種地に転用するとき
2. 田を田以外に変更するとき

※この場合決済金、現地確認手数料、同意書発行手数料を納入してください。  
なお、決済金は翌年度以降の償還金等を一括繰上償還してもらう為のもので、当該年度の賦課金はそのまま賦課されます。

＜H19年度決済金＞	喜多方・熱塩加納・北塩原・会津坂下	10a当り	109,900円
	塩川	10a当り	99,200円

### 公共事業での転用も組合員が届出を

※公共事業等（道路や河川敷地）で買収された場合も、決済金を納入していただくことになります。

#### ★ 決済金とは ★

農地には様々な償還金、施設の維持管理費等がかかっているため、除外するときは転用面積相当分を決済金という形で一括償還し、残された農地が負担増とならないようにするため土地改良法で決められているものです。